





頁	新（令和4年12月）	旧（平成31年3月）																														
<p>目次 (P.2)</p> <p>※注意文の追加</p>	<div style="text-align: center;"> <h2>目次</h2> <table border="0"> <tr><td>I 設計変更ガイドライン</td><td>P.2</td></tr> <tr><td>II 工事一時中止に係るガイドライン</td><td>P.26</td></tr> <tr><td>III 設計図書の照査ガイドライン</td><td></td></tr> <tr><td>IV 設計変更事例集(主な事例)</td><td>P.62</td></tr> <tr><td>V 受発注者間のコミュニケーション</td><td>P.78</td></tr> <tr><td>VI 参考資料</td><td>P.97</td></tr> <tr><td>【別冊】土木工事条件明示の手引き(案)</td><td>P.99</td></tr> </table> <p>※本ガイドラインに記載している契約書及び共通仕様書について、改正があった場合は改正後のものを参照することとする。</p> </div>	I 設計変更ガイドライン	P.2	II 工事一時中止に係るガイドライン	P.26	III 設計図書の照査ガイドライン		IV 設計変更事例集(主な事例)	P.62	V 受発注者間のコミュニケーション	P.78	VI 参考資料	P.97	【別冊】土木工事条件明示の手引き(案)	P.99	<div style="text-align: center;"> <h2>目次</h2> <table border="0"> <tr><td>I 設計変更ガイドライン</td><td>P.2</td></tr> <tr><td>II 工事一時中止に係るガイドライン</td><td>P.25</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(平成28年4月一部改正)</td></tr> <tr><td>III 設計図書の照査ガイドライン</td><td>P.61</td></tr> <tr><td>IV 設計変更事例集(主な事例)</td><td>P.77</td></tr> <tr><td>V 受発注者間のコミュニケーション</td><td>P.96</td></tr> <tr><td>VI 参考資料</td><td>P.98</td></tr> <tr><td>【別冊】土木工事条件明示の手引き(案)</td><td></td></tr> </table> </div>	I 設計変更ガイドライン	P.2	II 工事一時中止に係るガイドライン	P.25	(平成28年4月一部改正)		III 設計図書の照査ガイドライン	P.61	IV 設計変更事例集(主な事例)	P.77	V 受発注者間のコミュニケーション	P.96	VI 参考資料	P.98	【別冊】土木工事条件明示の手引き(案)	
I 設計変更ガイドライン	P.2																															
II 工事一時中止に係るガイドライン	P.26																															
III 設計図書の照査ガイドライン																																
IV 設計変更事例集(主な事例)	P.62																															
V 受発注者間のコミュニケーション	P.78																															
VI 参考資料	P.97																															
【別冊】土木工事条件明示の手引き(案)	P.99																															
I 設計変更ガイドライン	P.2																															
II 工事一時中止に係るガイドライン	P.25																															
(平成28年4月一部改正)																																
III 設計図書の照査ガイドライン	P.61																															
IV 設計変更事例集(主な事例)	P.77																															
V 受発注者間のコミュニケーション	P.96																															
VI 参考資料	P.98																															
【別冊】土木工事条件明示の手引き(案)																																
<p>2. 設計変更が可能なケース</p> <p>(P.6)</p> <p>※該当共通仕様書番号の追加、契約書の条番号の改正</p>	<h2 style="text-decoration: underline;">2. 設計変更が不可能なケース</h2> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【基本事項】</p> <p>◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合 「承諾」で施工した場合 工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)-土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合(契約約款第18条～24条、共通仕様書1-1-17～1-1-19) 正式な書面によらない事項(口頭のみ指示・協議等)の場合 <p>※契約約款第27条(臨機の措置)については別途考慮する。</p> <p>承諾 : 受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るもの ⇨ 設計変更不可</p> <p>協議 : 発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの ⇨ 設計変更可能</p> </div>	<h2 style="text-decoration: underline;">2. 設計変更が不可能なケース</h2> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【基本事項】</p> <p>◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合 「承諾」で施工した場合 工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)-土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合(契約約款第18条～24条) 正式な書面によらない事項(口頭のみ指示・協議等)の場合 <p>※契約約款第26条(臨機の措置)については別途考慮する。</p> <p>承諾 : 受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るもの ⇨ 設計変更不可</p> <p>協議 : 発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの ⇨ 設計変更可能</p> </div>																														

頁	新（令和4年12月）	旧（平成31年3月）
<p>3. 設計変更が可能なケース</p> <p>(P.7)</p> <p>※基本事項の改正</p>	<h3>3. 設計変更が可能なケース</h3> <div data-bbox="430 346 1439 640"> <p>【基本事項】</p> <p>◆下記のような場合には設計変更が可能である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。(ただし、所定の手続きが必要。) 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。 所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの。(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。) 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。 共有した工事工程表のクリティカルパスに変更が生じ、工程の変更理由が受注者の責によらない場合で協議により必要があると認められるとき。 </div> <div data-bbox="430 661 1439 997"> <p>【留意事項】</p> <p>◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約約款第19条にもとづき書面で行う。(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。) 設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則としてその必要が生じた都度、遅滞なく行うものとするが、「軽微な変更」の取り扱いについては、「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続きについて」(平成11年3月30日付け11農第357号農林水産部長、11監第842号土木部長連名依命通達)並びに「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の事務手続きについて」(平成11年3月30日付け11監第863号監理課長)によるものとする(平成26年7月25日一部改正)。 「工事内容の軽微な変更」を行う際は、概算金額を記載した通知書を通ずる。 <p>※運用の詳細については、次ページに記載。</p> </div>	<h3>3. 設計変更が可能なケース</h3> <div data-bbox="1736 367 2656 640"> <p>【基本事項】</p> <p>◆下記のような場合には設計変更が可能である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。(ただし、所定の手続きが必要。) 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。 所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの。(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。) 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。 </div> <div data-bbox="1736 661 2656 976"> <p>【留意事項】</p> <p>◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約約款第19条にもとづき書面で行う。(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。) 設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則としてその必要が生じた都度、遅滞なく行うものとするが、「軽微な変更」の取り扱いについては、「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続きについて」(平成11年3月30日付け11農第357号農林水産部長、11監第842号土木部長連名依命通達)並びに「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の事務手続きについて」(平成11年3月30日付け11監第863号監理課長)によるものとする(平成26年7月25日一部改正)。 「工事内容の軽微な変更」を行う際は、概算金額を記載した通知書を通ずる。 <p>※運用の詳細については、次ページに記載。</p> </div>
<p>3. 設計変更が可能なケース(1)</p> <p>(P.9)</p> <p>※契約書の条番号の改正</p>	<h3>(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き</h3> <p>(契約約款第18条第1項の二) <設計変更可能なケース></p> <div data-bbox="430 1249 1439 1396"> <p>○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。</p> </div> <div data-bbox="489 1417 1380 1711"> <pre> graph TD A[受注者] -- 「契約約款第18条（条件変更等）第1項の二」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知 --> B[発注者] B -- 発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示） --> C[受注者及び発注者は契約約款第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める] </pre> </div> <p>ex. ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合 イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合 ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合</p>	<h3>(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き</h3> <p>(契約約款第18条第1項の二) <設計変更可能なケース></p> <div data-bbox="1736 1270 2656 1396"> <p>○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。</p> </div> <div data-bbox="1795 1417 2597 1711"> <pre> graph TD A[受注者] -- 「契約約款第18条（条件変更等）第1項の二」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知 --> B[発注者] B -- 発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示） --> C[受注者及び発注者は契約約款第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める] </pre> </div> <p>ex. ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合 イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合 ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合</p>

頁	新（令和4年12月）	旧（平成31年3月）
<p>4. 設計変更が可能なケース（2）</p> <p>（P. 10）</p> <p>※契約書の条番号の改正</p>	<p style="text-align: center;">(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き （契約約款第18条第1項の三）＜設計変更可能なケース＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○設計図書の表示が明確でない場合とは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適当である。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;"> <p>受注者</p> <p>「契約約款第18条（条件変更等）第1項の三」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに監督員に通知</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;"> <p>発注者</p> <p>発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>受注者及び発注者は契約約款第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div> <p>ex. ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合 イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合</p> <p style="text-align: right;">10</p>	<p style="text-align: center;">(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き （契約約款第18条第1項の三）＜設計変更可能なケース＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○設計図書の表示が明確でない場合とは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適当である。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;"> <p>受注者</p> <p>「契約約款第18条（条件変更等）第1項の三」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに監督員に通知</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;"> <p>発注者</p> <p>発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>受注者及び発注者は契約約款第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div> <p>ex. ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合 イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合</p> <p style="text-align: right;">10</p>
<p>4. 設計変更が可能なケース（3）</p> <p>（P. 11）</p> <p>※契約書の条番号の改正</p>	<p style="text-align: center;">(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き （契約約款第18条第1項の四）＜設計変更可能なケース＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工所用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;"> <p>受注者</p> <p>「契約約款第18条（条件変更等）第1項の四」に基づき、設計図書の条件明示（当初積算の考え）と現地条件とが一致しないことを直ちに監督員に通知</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;"> <p>発注者</p> <p>調査の結果、その事実が確認された場合、発注者は第4項・第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>受注者及び発注者は契約約款第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div> <p>ex. ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合 イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合 ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合 エ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合 オ. その他、新たな制約等が発生した場合</p> <p style="text-align: right;">11</p>	<p style="text-align: center;">(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き （契約約款第18条第1項の四）＜設計変更可能なケース＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工所用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;"> <p>受注者</p> <p>「契約約款第18条（条件変更等）第1項の四」に基づき、設計図書の条件明示（当初積算の考え）と現地条件とが一致しないことを直ちに監督員に通知</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;"> <p>発注者</p> <p>調査の結果、その事実が確認された場合、発注者は第4項・第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>受注者及び発注者は契約約款第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div> <p>ex. ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合 イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合 ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合 エ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合 オ. その他、新たな制約等が発生した場合</p> <p style="text-align: right;">11</p>


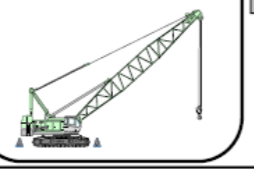
頁	新（令和4年12月）	旧（平成31年3月）
<p>4. 設計変更が可能なケース（5）</p> <p>（P. 15）</p> <p>※共通仕様書の条番号の改正</p>	<p>7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。</p> <p>8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。</p> <p>9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。</p> <div data-bbox="854 472 1389 577" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>目的物に変更が生じる図面作成は「設計図書の照査」の範囲をこえるものね！</p>  </div> <p>10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。</p> <div data-bbox="647 651 1320 745" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>構造物の応力計算書のチェックも「設計図書の照査」の範囲をこえるものだね！</p>  </div> <p>11. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。</p> <p>12. 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず土木工事共通仕様書「15-5-3路面切削工」「15-5-5切削オーバーレイ工」「15-5-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。</p> <p>（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。 詳細については、「設計図書の照査ガイドライン」を参照。 15</p>	<p>7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。</p> <p>8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。</p> <p>9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。</p> <div data-bbox="2122 472 2656 577" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>目的物に変更が生じる図面作成は「設計図書の照査」の範囲をこえるものね！</p>  </div> <p>10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。</p> <div data-bbox="1944 630 2552 724" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>構造物の応力計算書のチェックも「設計図書の照査」の範囲をこえるものだね！</p>  </div> <p>11. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。</p> <p>12. 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず土木工事共通仕様書「15-4-3路面切削工」「15-4-5切削オーバーレイ工」「15-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。</p> <p>（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。 詳細については、「設計図書の照査ガイドライン」を参照。 15</p>
<p>4. 設計変更が可能なケース（6）</p> <p>（P. 16）</p> <p>※契約書の条番号の改正</p>	<p style="text-align: center;">（6）受注者からの請求による工期の延長 （契約約款第22条）＜設計変更可能なケース＞</p> <div data-bbox="415 1281 1439 1396" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div data-bbox="474 1407 831 1627" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0ff;">受注者</p> <p>「契約約款第22条（受注者の請求による工期の延長）第1項」に基づき、その理由を明示した書面により監督員に通知</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div data-bbox="979 1407 1365 1627" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #ffe0ff;">発注者</p> <p>発注者は第2項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行う。</p> </div> </div> <div data-bbox="474 1638 1365 1753" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>受注者及び発注者は契約約款第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div> <p>ex. ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合 イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合 ウ. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合</p> <p style="text-align: right;">16</p>	<p style="text-align: center;">（6）受注者からの請求による工期の延長 （契約約款第21条）＜設計変更可能なケース＞</p> <div data-bbox="1736 1281 2760 1396" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div data-bbox="1795 1396 2122 1585" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0ff;">受注者</p> <p>「契約約款第21条（受注者の請求による工期の延長）第1項」に基づき、その理由を明示した書面により監督員に通知</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div data-bbox="2240 1396 2597 1585" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #ffe0ff;">発注者</p> <p>発注者は第2項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行う。</p> </div> </div> <div data-bbox="1795 1596 2597 1701" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>受注者及び発注者は契約約款第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div> <p>ex. ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合 イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合 ウ. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合</p> <p style="text-align: right;">16</p>

頁	新（令和4年12月）	旧（平成31年3月）
<p>4. 設計変更が可能なケース（7）</p> <p>（P. 17）</p> <p>※契約書の条番号の改正</p>	<p>(7)発注者の請求による工期の短縮 （契約約款第23条）＜設計変更可能なケース＞</p> <p>○発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。</p> <p>受注者及び発注者は契約約款第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> <p>ex. ア. 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合 イ. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合 ウ. その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合</p> <p style="text-align: right;">17</p>	<p>(7)発注者の請求による工期の短縮 （契約約款第22条）＜設計変更可能なケース＞</p> <p>○発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。</p> <p>受注者及び発注者は契約約款第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> <p>ex. ア. 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合 イ. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合 ウ. その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合</p> <p style="text-align: right;">17</p>
<p>4. 設計変更手続きフロー</p> <p>（P. 18）</p> <p>※契約書の条番号の改正</p>	<p>4. 設計変更手続きフロー</p> <p>協議 ①工期の変更【契約約款第24条】 ②請負代金額の変更【契約約款第25条】</p> <p style="text-align: right;">18</p>	<p>4. 設計変更手続きフロー</p> <p>協議 ①工期の変更【契約約款第23条】 ②請負代金額の変更【契約約款第24条】</p> <p style="text-align: right;">18</p>

頁	新（令和4年12月）	旧（平成31年3月）								
<p>7. 工期短縮計画書の作成</p> <p>(P. 34)</p> <p>※誤字修正</p>	<h3>7. 工期短縮計画書の作成</h3> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◆発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。</p> <p>◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。</p> <p>◆協議にあたっては、工期短縮に伴い費用が増加する項目・数量等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">記載内容</th> <th style="width: 50%;">工期の変更</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇工期短縮に必要なとなる施工計画、安全衛生計画等に関すること ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること ◇工期短縮に伴い、新たに発生する項目について、必要性や数量等の根拠を明確に記載 </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">34</p>	記載内容	工期の変更	<ul style="list-style-type: none"> ◇工期短縮に必要なとなる施工計画、安全衛生計画等に関すること ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること ◇工期短縮に伴い、新たに発生する項目について、必要性や数量等の根拠を明確に記載 	<ul style="list-style-type: none"> ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う 	<h3>7. 工期短縮計画書の作成</h3> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◆発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。</p> <p>◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。</p> <p>◆協議にあたっては、工期短縮に伴い費用が増加する項目・数量等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">記載内容</th> <th style="width: 50%;">工期の変更</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇工期短縮に必要なとなる施工計画、安全衛生計画等に関すること ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること ◇工期短縮に伴い、新たに発生する項目について、必要性や数量等の根拠を明確に記載 </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">34</p>	記載内容	工期の変更	<ul style="list-style-type: none"> ◇工期短縮に必要なとなる施工計画、安全衛生計画等に関すること ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること ◇工期短縮に伴い、新たに発生する項目について、必要性や数量等の根拠を明確に記載 	<ul style="list-style-type: none"> ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う
記載内容	工期の変更									
<ul style="list-style-type: none"> ◇工期短縮に必要なとなる施工計画、安全衛生計画等に関すること ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること ◇工期短縮に伴い、新たに発生する項目について、必要性や数量等の根拠を明確に記載 	<ul style="list-style-type: none"> ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う 									
記載内容	工期の変更									
<ul style="list-style-type: none"> ◇工期短縮に必要なとなる施工計画、安全衛生計画等に関すること ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること ◇工期短縮に伴い、新たに発生する項目について、必要性や数量等の根拠を明確に記載 	<ul style="list-style-type: none"> ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う 									
<p>9. 増加費用の考え方</p> <p>(P. 39)</p> <p>※語句修正</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">積上げ項目</th> <th style="width: 50%;">率で計上する項目</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用 ○直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用 ○直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用 </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇運搬費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ○大型機械類等の現場内小運搬 ◇安全費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○工事現場の維持に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用 ◇役務費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金 ◇営繕費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用 ◇現場管理費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">39</p>	積上げ項目	率で計上する項目	<ul style="list-style-type: none"> ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用 ○直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用 ○直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ◇運搬費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ○大型機械類等の現場内小運搬 ◇安全費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○工事現場の維持に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用 ◇役務費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金 ◇営繕費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用 ◇現場管理費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">積上げ項目</th> <th style="width: 50%;">率で計上する項目</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用 ○直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用 ○直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用 </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇運搬費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ○大型機械類等の現場内小運搬 ◇安全費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○工事現場の維持に関する費用 <ul style="list-style-type: none"> ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用 ◇役務費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金 ◇営繕費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用 ◇現場管理費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用 </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">注)・標準積算は工事全体の一時中止(主たる工程の部分中止により工期が延期となった場合を含む)に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可 ・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。</p> <p style="text-align: right;">39</p>	積上げ項目	率で計上する項目	<ul style="list-style-type: none"> ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用 ○直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用 ○直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ◇運搬費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ○大型機械類等の現場内小運搬 ◇安全費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○工事現場の維持に関する費用 <ul style="list-style-type: none"> ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用 ◇役務費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金 ◇営繕費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用 ◇現場管理費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用
積上げ項目	率で計上する項目									
<ul style="list-style-type: none"> ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用 ○直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用 ○直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ◇運搬費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ○大型機械類等の現場内小運搬 ◇安全費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○工事現場の維持に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用 ◇役務費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金 ◇営繕費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用 ◇現場管理費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用 									
積上げ項目	率で計上する項目									
<ul style="list-style-type: none"> ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用 ○直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用 ○直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ◇運搬費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ○大型機械類等の現場内小運搬 ◇安全費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○工事現場の維持に関する費用 <ul style="list-style-type: none"> ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用 ◇役務費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金 ◇営繕費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用 ◇現場管理費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用 									

頁	新（令和4年12月）	旧（平成31年3月）
<p>8. 参考資料 （増加費用の 費目と内容）</p> <p>（P. 44）</p> <p>※語句修正</p>	<p>＜参考資料＞</p> <p>■増加費用の費目と内容</p> <p>増加費用の費目と内容 増加費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。 (1)現場における増加分費用【積上又は率により計上】 イ 材料費 ①材料の保管費用 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料 ②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費 ③直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用 ロ 労務費 ①工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、原則として計上しない。 ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用 ②他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用</p> <p style="text-align: right;">44</p>	<p>＜参考資料＞</p> <p>■増加費用の費目と内容</p> <p>増加費用の費目と内容 増し分費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。 (1)現場における増し分費用【積上又は率により計上】 イ 材料費 ①材料の保管費用 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料 ②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費 ③直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用 ロ 労務費 ①工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、原則として計上しない。 ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用 ②他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用</p> <p style="text-align: right;">44</p>
<p>8. 参考資料 （増加費用の 費目と内容）</p> <p>（P. 45）</p> <p>※語句修正</p>	<p>ハ 水道光熱電力等料金 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用</p> <p>ニ 機械経費 ①工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用 a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。） b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用</p> <p>ホ 仮設費 ①仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。） ③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用</p> <p style="text-align: right;">45</p>	<p>ハ 水道光熱電力等料金 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用</p> <p>ニ 機械経費 ①工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用 a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。） b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用</p> <p>ホ 仮設費 ①仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。） ③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用</p> <p style="text-align: right;">45</p>

頁	新（令和4年12月）	旧（平成31年3月）
<p>8. 参考資料 （増加費用の 費目と内容）</p> <p>(P. 46)</p> <p>※語句修正</p>	<div data-bbox="439 300 1424 1003" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>へ 運搬費</p> <p>①工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用 中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用</p> <p>②大型機械類等の現場内運搬 元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用</p> <p>ト 準備費 別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用</p> <p>チ 事業損失防止施設費 仮設費に準じて積算した費用</p> <p>リ 安全費</p> <p>①既存の安全設備に係る費用 中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用</p> <p>②新たな工事現場の維持等に要する安全費 元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)</p> </div> <p style="text-align: right;">46</p>	<div data-bbox="1757 331 2647 972" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>へ 運搬費</p> <p>①工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用 中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用</p> <p>②大型機械類等の現場内運搬 元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用</p> <p>ト 準備費 別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用</p> <p>チ 事業損失防止施設費 仮設費に準じて積算した費用</p> <p>リ 安全費</p> <p>①既存の安全設備に係る費用 中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用</p> <p>②新たな工事現場の維持等に要する安全費 元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)</p> </div> <p style="text-align: right;">46</p>
<p>8. 参考資料 （増加費用の 費目と内容）</p> <p>(P. 47)</p> <p>※語句修正</p>	<div data-bbox="439 1140 1424 1854" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ヌ 役務費</p> <p>①プラント敷地、材料置場等[○]敷地の借上げ料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用</p> <p>②電力水道等の基本料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料</p> <p>ル 技術管理費 原則として増加費用は計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用</p> <p>ロ 営繕費 中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用</p> <p>リ 労務者輸送費 元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用</p> <p>カ 社員等従業員給料手当 中止期間中[○]の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用</p> <p>①元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。)に支給する給料手当の費用</p> </div> <p style="text-align: right;">47</p>	<div data-bbox="1757 1182 2647 1822" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ヌ 役務費</p> <p>①プラント敷地、材料置場等由敷地の借上げ料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用</p> <p>②電力水道等の基本料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料</p> <p>ル 技術管理費 原則として増し分費用は計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用</p> <p>ロ 営繕費 中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用</p> <p>リ 労務者輸送費 元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者と受注者の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用</p> <p>カ 社員等従業員給料手当 中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定めた次の費用</p> <p>①元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。)に支給する給料手当の費用</p> </div> <p style="text-align: right;">47</p>

頁	新（令和4年12月）	旧（平成31年3月）
<p>8. 参考資料 （増加費用の 費目と内容） （P. 48） ※語句修正</p>	<div data-bbox="439 262 1424 1018" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用 ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用 ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>ヨ 労務管理費 ①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。 ②解雇・休業手当を払う場合の費用 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めたとした専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>タ 地代 現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用</p> <p>レ 福利厚生費等 現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用</p> <p>(2)本支店における増加費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p> <p>(3)消費税相当額 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用</p> </div> <p style="text-align: right;">48</p>	<div data-bbox="1751 294 2641 976" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用 ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用 ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>ヨ 労務管理費 ①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。 ②解雇・休業手当を払う場合の費用 発注者と受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めたとした専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>タ 地代 現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用</p> <p>レ 福利厚生費等 現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用</p> <p>(2)本支店における増し分費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p> <p>(3)消費税相当額 現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用</p> </div> <p style="text-align: right;">48</p>
<p>4-2. 施工 方法等の変更 （P. 86） ※語句修正</p>	<div data-bbox="439 1144 1424 1900" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <h3 style="text-align: center;">4-2 施工方法等の変更</h3> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">変更事例</p> <p>地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあり、工法変更をした。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #00a0c0; color: white; padding: 5px;">設計での仕様・施工条件</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">当初設計</p> <p>・仮締め切りの施工については、打ち込みを高周波パイロハンマ、引き抜きを電動式パイロハンマ方式により施工方法を指定している。また、現地の状況によりがたい場合は、監督員と協議する。 と示されていた。</p> </div> <div style="text-align: center; width: 10%;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>・地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあった。</p>  </div> <div style="text-align: center; width: 10%;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">変更設計</p> <p>・受注者と協議のうえ、鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更する。 ・特記仕様書に工法変更を明示した。</p> </div> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #ffff00; padding: 2px;">Point</p> <p>契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は苦情内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書に示し、設計変更の対象とする必要がある。</p> </div> <p style="text-align: right;">86</p> </div>	<div data-bbox="1751 1176 2641 1858" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <h3 style="text-align: center;">4-2 施工方法等の変更</h3> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">変更事例</p> <p>地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあり、工法変更をした。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #00a0c0; color: white; padding: 5px;">設計での仕様・施工条件</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">当初設計</p> <p>・仮締め切りの施工については、打ち込みを高周波パイロハンマ、引き抜きを電動式パイロハンマ方式により施工方法を指定している。また、現地の状況によりがたい場合は、監督員と協議する。 と示されていた。</p> </div> <div style="text-align: center; width: 10%;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>・地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあった。</p>  </div> <div style="text-align: center; width: 10%;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">変更設計</p> <p>・受注者と協議のうえ、鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更する。 ・特記仕様書に工法変更を明示した。</p> </div> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #ffff00; padding: 2px;">Point</p> <p>契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は苦情内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を受注者に指示し、設計変更の対象とする必要がある。</p> </div> <p style="text-align: right;">86</p> </div>

頁	新（令和4年12月）	旧（平成31年3月）																												
<p>V. 受発注者間のコミュニケーション</p> <p>(P. 98)</p> <p>※語句修正 ウィークリースタンスの追加</p>	<div style="text-align: center;"> <h3>三者協議会・ワンデーレスポンス・円滑な設計変更</h3> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三者協議会：発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止 ・ワンデーレスポンス：施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消 ・ウィークリースタンス：週間を通じて時間外労働を避ける仕組み（共通仕様書1-1-52） ・円滑な設計変更：各種ガイドラインの活用及び設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更を実施 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> 工事着手時 施工中 変更設計 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 25%;">三者協議会</th> <th style="width: 25%;">ワンデーレスポンス</th> <th style="width: 25%;">ウィークリースタンス</th> <th style="width: 25%;">円滑な設計変更</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>施工者</p> <p>現場条件の把握 設計思想の把握 新技術の提案等</p> </div> </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>協議・承諾・確認等</p> <p>発注者 ← 施工者</p> <p>「ワンデーレスポンス」</p> </div> </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 施工者</p> <p>打合せ時間の配慮 資料作成依頼の配慮 ワンデーレスポンスの再徹底</p> </div> </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 施工者</p> <p>設計変更が「イ」の活用を徹底するとともに、必要に応じて専門技術管理員を交えた設計変更三者協議を実施する。</p> </div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 設計者</p> <p>必要に応じて地質技術者も参加</p> <p>課題を早期に把握し円滑な工事着手や手戻りの防止</p> </div> </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>適切な工程管理が可能となり現場の生産性が向上</p> </div> </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ワーク・ライフ・バランスの改善をサポートし建設業の魅力を創出</p> </div> </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>変更設計の透明性を図り円滑な変更手続</p> </div> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> <p>■ 構造物を主体とする工事などを中心に実施。また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や受注者からの申し出による開催も可。</p> </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> <p>■ 原則、全ての工事が対象 ■ 工事打合せ簿に回答希望日を記載して協議等を行うことができる。</p> </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> <p>■ 災害復旧等除き、全ての工事が対象</p> </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> <p>■ 受発注者の申し出により専門技術管理員を交えた設計変更三者協議を適宜開催。</p> </td> </tr> </table>	三者協議会	ワンデーレスポンス	ウィークリースタンス	円滑な設計変更	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>施工者</p> <p>現場条件の把握 設計思想の把握 新技術の提案等</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>協議・承諾・確認等</p> <p>発注者 ← 施工者</p> <p>「ワンデーレスポンス」</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 施工者</p> <p>打合せ時間の配慮 資料作成依頼の配慮 ワンデーレスポンスの再徹底</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 施工者</p> <p>設計変更が「イ」の活用を徹底するとともに、必要に応じて専門技術管理員を交えた設計変更三者協議を実施する。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 設計者</p> <p>必要に応じて地質技術者も参加</p> <p>課題を早期に把握し円滑な工事着手や手戻りの防止</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>適切な工程管理が可能となり現場の生産性が向上</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ワーク・ライフ・バランスの改善をサポートし建設業の魅力を創出</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>変更設計の透明性を図り円滑な変更手続</p> </div>	<p>■ 構造物を主体とする工事などを中心に実施。また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や受注者からの申し出による開催も可。</p>	<p>■ 原則、全ての工事が対象 ■ 工事打合せ簿に回答希望日を記載して協議等を行うことができる。</p>	<p>■ 災害復旧等除き、全ての工事が対象</p>	<p>■ 受発注者の申し出により専門技術管理員を交えた設計変更三者協議を適宜開催。</p>	<div style="text-align: center;"> <h3>三者会議・ワンデーレスポンス・円滑な設計変更</h3> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三者協議会：発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止 ・ワンデーレスポンス：施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消 ・円滑な設計変更：各種ガイドラインの活用及び設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更を実施 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> 工事着手時 施工中 変更設計 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 25%;">三者協議会</th> <th style="width: 25%;">ワンデーレスポンス</th> <th style="width: 25%;">円滑な設計変更</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>施工者</p> <p>現場条件の把握 設計思想の把握 新技術の提案等</p> </div> </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>協議・承諾・確認等</p> <p>発注者 ← 施工者</p> <p>「ワンデーレスポンス」</p> </div> </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 施工者</p> <p>設計変更が「イ」の活用を徹底するとともに、必要に応じて専門技術管理員を交えた設計変更三者協議を実施する。</p> </div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 設計者</p> <p>課題を早期に把握し円滑な工事着手や手戻りの防止</p> </div> </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>適切な工程管理が可能となり現場の生産性が向上</p> </div> </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>円滑な設計変更</p> </div> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>■ 構造物を主体とする工事などを中心に実施。また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や受注者からの申し出による開催も可。</p> </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>■ 原則、全ての工事が対象 ■ 工事打合せ簿に回答希望日を記載して協議等を行うことができる。</p> </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>■ 受発注者の申し出により専門技術管理員を交えた設計変更三者協議を適宜開催。</p> </td> </tr> </table>	三者協議会	ワンデーレスポンス	円滑な設計変更	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>施工者</p> <p>現場条件の把握 設計思想の把握 新技術の提案等</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>協議・承諾・確認等</p> <p>発注者 ← 施工者</p> <p>「ワンデーレスポンス」</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 施工者</p> <p>設計変更が「イ」の活用を徹底するとともに、必要に応じて専門技術管理員を交えた設計変更三者協議を実施する。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 設計者</p> <p>課題を早期に把握し円滑な工事着手や手戻りの防止</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>適切な工程管理が可能となり現場の生産性が向上</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>円滑な設計変更</p> </div>	<p>■ 構造物を主体とする工事などを中心に実施。また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や受注者からの申し出による開催も可。</p>	<p>■ 原則、全ての工事が対象 ■ 工事打合せ簿に回答希望日を記載して協議等を行うことができる。</p>	<p>■ 受発注者の申し出により専門技術管理員を交えた設計変更三者協議を適宜開催。</p>
三者協議会	ワンデーレスポンス	ウィークリースタンス	円滑な設計変更																											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>施工者</p> <p>現場条件の把握 設計思想の把握 新技術の提案等</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>協議・承諾・確認等</p> <p>発注者 ← 施工者</p> <p>「ワンデーレスポンス」</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 施工者</p> <p>打合せ時間の配慮 資料作成依頼の配慮 ワンデーレスポンスの再徹底</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 施工者</p> <p>設計変更が「イ」の活用を徹底するとともに、必要に応じて専門技術管理員を交えた設計変更三者協議を実施する。</p> </div>																											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 設計者</p> <p>必要に応じて地質技術者も参加</p> <p>課題を早期に把握し円滑な工事着手や手戻りの防止</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>適切な工程管理が可能となり現場の生産性が向上</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ワーク・ライフ・バランスの改善をサポートし建設業の魅力を創出</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>変更設計の透明性を図り円滑な変更手続</p> </div>																											
<p>■ 構造物を主体とする工事などを中心に実施。また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や受注者からの申し出による開催も可。</p>	<p>■ 原則、全ての工事が対象 ■ 工事打合せ簿に回答希望日を記載して協議等を行うことができる。</p>	<p>■ 災害復旧等除き、全ての工事が対象</p>	<p>■ 受発注者の申し出により専門技術管理員を交えた設計変更三者協議を適宜開催。</p>																											
三者協議会	ワンデーレスポンス	円滑な設計変更																												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>施工者</p> <p>現場条件の把握 設計思想の把握 新技術の提案等</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>協議・承諾・確認等</p> <p>発注者 ← 施工者</p> <p>「ワンデーレスポンス」</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 施工者</p> <p>設計変更が「イ」の活用を徹底するとともに、必要に応じて専門技術管理員を交えた設計変更三者協議を実施する。</p> </div>																												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者 設計者</p> <p>課題を早期に把握し円滑な工事着手や手戻りの防止</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>適切な工程管理が可能となり現場の生産性が向上</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>円滑な設計変更</p> </div>																												
<p>■ 構造物を主体とする工事などを中心に実施。また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や受注者からの申し出による開催も可。</p>	<p>■ 原則、全ての工事が対象 ■ 工事打合せ簿に回答希望日を記載して協議等を行うことができる。</p>	<p>■ 受発注者の申し出により専門技術管理員を交えた設計変更三者協議を適宜開催。</p>																												
<p>VI. 参考資料</p> <p>(P. 103)</p> <p>※契約書の条番号の改正</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <h4>第22条（受注者の請求による工期の延長）</h4> <p>1 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <h4>第23条（発注者の請求による工期の短縮等）</h4> <p>1 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <h4>第21条（受注者の請求による工期の延長）</h4> <p>1 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <h4>第22条（発注者の請求による工期の短縮等）</h4> <p>1 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。</p> <p>2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</p> <p>3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> </div>																												

頁	新（令和4年12月）	旧（平成31年3月）
<p>VI. 参考資料</p> <p>(P. 104)</p> <p>※契約書の条番号の改正</p>	<div data-bbox="448 281 1421 627" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第24条(工期の変更方法)</p> <p>1 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> </div> <div data-bbox="448 665 1421 1012" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第25条(請負代金額の変更方法)</p> <p>1 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p> </div> <p style="text-align: right;">104</p>	<div data-bbox="1765 317 2644 627" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第23条(工期の変更方法)</p> <p>1 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> </div> <div data-bbox="1765 665 2644 976" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第24条(請負代金額の変更方法)</p> <p>1 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p> </div> <p style="text-align: right;">104</p>
<p>VI. 参考資料</p> <p>(P. 105)</p> <p>※契約書の条番号の改正</p>	<div data-bbox="465 1262 1436 1493" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第48条(受注者の催告によらない解除権)</p> <p>1 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> </div> <p style="text-align: right;">105</p>	<div data-bbox="1783 1234 2656 1545" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第45条(受注者の解除権)</p> <p>1 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>(3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。</p> <p>2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。</p> </div> <p style="text-align: right;">105</p>